市　有　財　産　売　買　契　約　書

市有財産の売買について、売払人秋田市（以下「甲」という。）と株式会社リーテックス（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、その所有する仕様書に掲げる物件を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

（売買代金）

第３条　売買代金は、金３，２６７，０００円（消費税および地方消費税の額２９７，０００円を含む。）とする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除するものとする。

（売買代金の支払）

第５条　乙は、甲に対して、甲の発行する納入通知書により第３条に定める売買代金を、定められた納入期限までに支払わなければならない。

２　乙は、前項の期限までに売買代金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、その未払金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規程に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を、遅延利息として別途支払わなければならない。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権は、乙が第３条に定める売買代金を完納した時に乙に移転するものとする。

（売払物件の引渡し）

第７条　甲は、売買物件の所有権が移転した後、甲乙両者が引渡しの日時を協議した上で、当該物件をその所在する場所において引き渡すものとする。

２　乙は、当該物件の受領書を引渡しと同時に甲に提出するものとする。

３　乙は、甲の指示により売買物件の引渡しを受けるものとする。

（再委託の制限）

第８条　乙は、この契約による業務を第三者に委託してはならない。ただし、

当該業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要があり、かつ、あらかじめ書面によって甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（危険負担）

第９条　乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しまでにおいて当該物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失し、又は損傷した場合は、甲に対し売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第 10 条　乙は、本物件を現状有姿で買い受けるものであり、この契約の締結後においては引き渡された物品の種類、品質、数量に関し、契約が不適合であることを理由として契約金額の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができないものとする。

（契約の解除）

第 11 条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除され損失を受けても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用についても、同様とする。

（原状回復）

第 12 条　乙は、前条第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（売買代金の返還）

第 13 条　甲は、第 11 条第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、既に売買代金を収納しているときは、これを乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（損害賠償）

第 14 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第15条　売買物件の名義変更手続に係る費用、名義変更により生ずる費用、売買物件の運搬に係る費用、その他この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第 16 条　この契約から生ずる一切の法律上の争訟については、売買物件の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第 17 条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

秋田県秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋 田 市 長　　沼　谷　　純

秋田県秋田市下浜桂根字浜田８５番地８
乙　株式会社リーテックス
代表取締役社長　呉　宮　廣　哉

不用品売却処分（軽自動車ほか６台）仕様書

1　不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

Ｎｏ．１　軽自動車（秋田５８０　つ　５６３１）
(1) リサイクル料金　預託済み 9,460 円 (2) 保管場所　秋田市寺内字蛭根 85 番地９（道路維持課敷地） (3) 担当課等　子育て相談支援課　髙橋　紫穂（電話 018-887-5340） (4) 車両の概要 ア　車台番号：H82W-1329243、型式：DBA-H82W、原動機の型式：3G83、初度登録年月：平成 23 年６月、車名：三菱、車体の形状：ステーションワゴン イ　解体処分とする。部品取り可。車検切れ。処分の必要なタイヤ積載。自走可能。

Ｎｏ．２　普通自動車（秋田５０１　に　３６２）
(1) リサイクル料金　預託済み 11,880 円 (2) 保管場所　秋田市寺内字蛭根 85 番地９（道路維持課敷地） (3) 担当課等　選ばれるまち戦略課　後藤　哲郎（電話 018-888-5487） (4) 車両の概要 ア　車台番号：NY12-038586、型式：DBA-NY12、原動機の型式：HR15、初度登録年月：平成 25 年７月、車名：ニッサン、車体の形状：ステーションワゴン イ　解体処分とする。部品取り可。車検切れ。バッテリー上がりあり。自走可能。

Ｎｏ．３　普通自動車（秋田５０１　の　５５９０）
(1) リサイクル料金　預託済み 10,460 円 (2) 保管場所　秋田市広面字釣瓶町 13 番地 3 （東部市民サービスセンター構内駐車場） (3) 担当課等　東部市民サービスセンター　富樫　潤（電話 018-853-1039） (4) 車両の概要 ア　車台番号：GP6-3205598、型式：DAA-GP6、原動機の型式：LEB-H1、初度登録年月：平成 27 年７月、車名：ホンダ、車体の形状：ステーションワゴン イ　解体処分とする。部品取り可。エンジンおよびミッションに故障あり。自走不可。

Ｎｏ．４　普通自動車（秋田３００　ち　５０７４）
(1) リサイクル料金　預託済み 12,810 円 (2) 保管場所　秋田市仁別字マンタラメ 227 番地１ （太平山自然学習センター地下機械室前通路） (3) 担当課等　太平山自然学習センター　佐藤　芳幸（電話 018-827-2171） (4) 車両の概要 ア　車台番号：SG5-046274、型式：TA-SG5、原動機の型式：EJ20、初度登録年月：平成 15 年５月、車名：スバル、車体の形状：ステーションワゴン イ　解体処分とする。部品取り可。車検切れ。自走可能。

Ｎｏ．５　救急車（秋田８３０　せ　２０１３）
(1) リサイクル料金　預託済み 15,150 円 (2) 保管場所　秋田市外旭川字八幡田 129 番地１ （土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等　消防本部警防課　二瓶　槙吾（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア　車台番号：TRH226-0013025、型式：CBF-TRH226S、原動機の型式：2TR、初度登録年月：平成 26 年３月、車名：トヨタ、車体の形状：救急車 イ　解体処分とする。部品取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。自走不可。

Ｎｏ．６　救急車（秋田８００　す　３２２３）
(1) リサイクル料金　預託済み 13,900 円 (2) 保管場所　秋田市外旭川字八幡田 129 番地１ （土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等　消防本部警防課　二瓶　槙吾（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア　車台番号：TRH226-0015684、型式：CBF-TRH226S、原動機の型式：2TR、初度登録年月：平成 28 年２月、車名：トヨタ、車体の形状：救急車 イ　解体処分とする。部品取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。自走不可。

Ｎｏ．７　救助工作車（秋田８３１　ち　１１９）
(1) リサイクル料金　預託済み 9,140 円 (2) 保管場所　秋田市外旭川字八幡田 129 番地 1 （土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等　消防本部警防課　二瓶　槙吾（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア　車台番号：FTS34H4-7000010、型式：KL-FTS34H4、原動機の型式：6HK1、初度登録年月：平成 16 年 2 月、車名：いすゞ、車体の形状：消防車 イ　解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。自走不可。

２　不用品の取扱い事項および落札決定後の手続き

落札者は、次の事項および手続きの順序を遵守すること。手続きに当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

(1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。

(2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続きの日時等について申し合わせること。

(3) 担当課へ車両および預託証明書等（Ａ券、Ｂ券）の引渡しを依頼すること。

(4) 搬出期限については、令和９年１月２９日（金）までとする。

(5) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。

(6) 落札者は、車両を受け取る際、担当課へ受領書を提出すること。

(7) Ｎｏ．５～Ｎｏ．７の救急車および救助工作車については、適正に解体し、廃棄処分すること。また、Ｎｏ．１～Ｎｏ．４（救急車および救助工作車以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。なお、処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。

(8) 車両の解体を行った後、担当課へＢ券および解体証明書を提出すること。

なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う。

３　問合せ先

秋田市総務部契約課　用度担当　三浦

電話　０１８－８８８－５４３６